「陸上無線通信委員会報告(案)」に対して提出された意見と意見に対する陸上無線通信委員会の考え方

○ 意見募集期間:令和7年8月23日(土)~同年9月22日(月)

〇 意見提出件数:6件(法人等6件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見(全文)	意見に対する 陸上無線通信委員会の 考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無			
Í	総論						
1		全体 諮問第 2043 号「陸上無線通信委員会報告(案)に対する意見募集(「空間 伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」)に関し、委員会報告(案)に記載されている内容に賛同いたします。 全体 2022 年の空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムに関する制度が整備されて以降、当社は 920MHz 帯のワイヤレス電力伝送技術を核とした製品を展開しています。しかし、屋内閉空間での利用に限定されていたことによって導入を断念されたケースがあることから、今回の技術的検討を基にした制度が早期に整備されることを強く要望します。 p.5 1.2 製品化に関する状況あわせて、委員会報告(案)の「1.2 製品化に関する状況」に記載されているとおり、認証のみで空中線電力 15W を可能とする国・地域も存在します。引き続き、この分野で日本が世界をリードし続けていくための更なる規制の見直しに資する技術検討の実施をご検討いただきたくお願い申し上げます。	本案に対する する する する まと もり もり もり もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの	無 			

2	ンドワイヤ	諮問第 2043 号「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」についての検討結果の報告案の内容について、ワイヤレス電力伝送システムの実用化を進める産業界の代表として全面的に賛同します。	本案に対する賛同の ご意見として承りま す。	無
		今回の検討結果から明確化された 920MHz 帯を利用する屋外型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムおよび特小型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件は、現在実用化されている屋内型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムを工場や物流倉庫の積荷現場のような一部区画が開放されている空間やオフィスビルのエントランス、屋上、テラス席のような屋外環境などで利用するセンサーなどへ利用範囲を拡大できるものであり、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの利用者へ多大な価値・利益を提供できるものになります。また、特小型空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件についても、家庭・オフィス・公共空間や物流現場などで無線局の免許なしにセンサーなどへの給電を手軽かつ柔軟に利用することが可能になり、ユーザへの利便性向上や物流分野での省人化などの社会的な効果が期待できます。更に、これらのワイヤレス電力伝送システムの利用が広がることにより、CO2 排出量の削減などの波及効果も期待されます。業界としては、省令化されましたら、産業界として積極的に実用化を進め、社会へ貢献していきた		
		いと思います。		
3	Space Power Technologie s	本報告案の内容について全面的に賛同致します。空間伝送型WPTシステムは既に多くのシステムが運用開始されておりますが、さらなる普及のため、市場要望の多い、壁の一部が開放されているビル内等での運用や、免許不要な技術的条件の範囲での運用が他システムと共用可能であることが共用検討により示されております。 当該周波数帯の利用範囲の拡大は労働者不足を補うIoTの普及促進並びに各種自動化システムの需要拡大に繋がると考えます。	本案に対する賛同のご意見として承ります。	無
4		パナソニック ホールディングス株式会社は、「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」に関する当該報告案に対して賛同いたします。	本案に対する賛同の ご意見として承りま す。	無

	式会社	空間伝送型ワイヤ			
	-V-Z-1I		は は は は は は は は は は は る は る は る し て り に り に り に り に り に り に り に り に り に り		
		有用な技術であると			
		当社では令和4年	5月に実施された空間伝送型ワイヤレス電力伝送システ		
		ムの制度整備以降、	国内にて複数の免許を取得し実証実験を重ねて参りまし		
		た。この度の技術的	条件は、本技術の利用範囲が屋内から屋外に拡大され、		
		また免許不要で運用	目を可能とする特定小電力無線局としての取り扱いが新た		
		に定められるものと	:存じます。		
			り、従来設置が困難であった屋外や、電波遮断フィルム		
			貸オフィス等においても WPT システムを活用できるよう		
)環境における導入・活用が期待されます。また、特定小		
			とにより家電製品への適用や、車載設置が可能となること		
			I難であった用途においても WPT 技術の導入が加速すると		
		考えられます。	7.4.4.4.7.中央约翰士 (7.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4		
			6件における空中線電力、不要発射の強度の許容値、空中 見行の RFID システムと同等以下であり、既存の無線通信シ		
			こついても現行と同等程度であると思われます。		
		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	- フいても残りと同事程度であると忘れればより。 Eにおいては、WPT システム導入に関する重要な検討事項で		
			に おいては、		
		討がなされていると			
			1条件に基づき、早急に制度整備を推進頂くことを希望い		
		たします。			
5	ソフトバン	該当箇所	意見	1について、実運用に	無
	ク株式会社	3. 3	本報告(案)は、従来の構内利用型における運用と同様	おいて屋外型WPTシステ	
		他の無線システ	に、携帯電話システムとの個別調整による共用を前提と	ムと携帯電話システム	
		ムとの周波数共	して、WPT 屋外利用等の導入を可能とするものです。こ	の空中線の設置場所及	
		用条件	れを踏まえて、当社は以下の点を要望します。	び設置条件(高さ、向	
		(P36, P46–47)	1. 900MHz 帯携帯電話システムの確実な保護	き、離隔距離等)を調	
			900MHz 帯携帯電話システムはプラチナバンドとして全	整することにより共用	
				可能であると考えま	

			国で多数の無線局が運用されています。屋外利用型の追加により調整対象の範囲・関係者が拡大することを踏まえ、本報告(案)に定める手順・条件に基づく個別調整を漏れなく実施し、隣接帯域で運用する当社基地局等の保護を確実とすることを求めます。 2. 調整負荷の増大に応じた制度・運用の見直し個別調整の枠組み自体は従来(構内利用型)から変わらない一方、屋外利用型の追加により個別調整件数で製造が適宜行われるようご配慮をお願いします。 3. 更なる高度化検討の進め方今回導入されるシステムの普及や利用の実態が未知数である中で、高出力型・分散協調型などより影響の大きいシステムの検討を拙速に進めることには賛同しかねます。今後の検討に際しては、今回制度化されるWPTシステムの実際の普及状況・運用実績・共用上の課題を十分に検証した上で適切な時期に開始することが、周波数資源の有効活用の観点からも妥当であると考えます。	す2託のうや抑す干ン干フびどえが後運こ整線なるのに研たちレ制る渉タ渉ィ干、る行、用とのシ情とのい「の空電高究響)のル計渉・れの整、率テ提えいて電研間力度開範の見)算影自て成に更化ム供まて、波究伝伝化発囲視通のの響動い果活なや側がす、波究伝伝化発囲視通のの響動い果活なや側がするが完強がで干化(認動価のす実さ運干の待後が、プお化の研。際れ用渉有さの者拡」ワ干には渉、プお化の研。際れ用渉有さの者が、でいる。	
				ると考えます。 3について、今後の検 討の参考とさせていた だきます。	
6	自然科学研究機構 国立天文台	該当箇所 第3章 他の無線 システムとの周	意見 空間伝送型ワイヤレス電力伝送(WPT)システムの屋外 利用にあたり、電波天文業務との共用検討を実施いただ	屋外型WPTシステムの設置において、観測所の見通し範囲内でのWPTの	無
				設置については双方の	

波数共用の検討 3.3.1 (7) 電波 天文、3.3.2(7) 雷波天文

いたことに感謝いたします。

屋外型 WPT システムの設置においては、共用検討結果に ある通り、電波天文局から見通し内で 47 km 以内の範囲 への設置が制限されます。見通し外となる範囲への設置 では、事前に周囲の環境を考慮した双方による確認が必 要です。本システムの社会実装に際しては、検討結果に 沿った事前調整を実施いただけますようお願いします。

免許不要局である特定小電力型 WPT システムの設置にお ||共用可能であると考え いては、モンテカルロシミュレーションによる共用検討 の結果に記載されている通り、干渉回避のため電波天文 局から2kmの離隔距離が必要です。使用者への周知は 「製品マニュアル等における注意喚起」とされておりま すが、対象となる電波天文局がどこに存在するか、また 製品を使用しようとしている場所が電波天文局からどれ ほどの距離に位置するかを一般使用者が正確に把握する 必要があります。このため、「製品マニュアル等におけ る注意喚起しの際にはこれらの点が一般利用者にも容易 に理解できること、また使用前に必ずこの点が確認でき ることを含め、干渉回避策が実効的に機能するような手 法を取っていただけるようお願いします。

なお、本意見は、国立天文台及び国内で電波天文観測を 行う大学・機関に所属する委員で構成される国立天文台 電波天文周波数委員会において、我が国の電波天文コミ ュニティの意見として議論した内容を提出するもので す。

協議の元、利用環境等 を考慮して、クラッタ 損や指向性減衰量を導 入し、個別の運用調整 を実施することで、共 用可能であり、見通し 外となる範囲について は、周囲環境を考慮し た双方での確認により ます。

特定小電力型WPTシステ ムについては、業界が 策定するガイドライン ||に基づき「製品マニュ ||アル等における注意喚 ||起|を行うこととして ∥おり、業界において適 ||切に対応することが適 当であると考えます。